

令和8年度 学術講演会

と き 令和8年6月7日(日)
9:30~11:30

主催 一般社団法人 島根県歯科医師会

令和8年度 学術講演会 日程

日時 令和8年6月7日（日） 9：30～11：30

場所 島根県歯科医師会館・オンライン配信

9：30 開会・挨拶

9：30～11：30 講演

演題 学校歯科健診での咬合評価から矯正歯科への連携まで；
歯科矯正相談料・報告書・パノラマ撮影の意義

講師 りゅう矯正歯科クリニック院長 松本 龍介 先生

11：30 総括・閉会

松本 龍介

医療法人スマイルライン りゅう矯正歯科クリニック 院長

【略歴】

- 2005年 長崎大学歯学部 卒業
- 2009年 九州大学大学院歯学府博士課程 修了（歯科矯正学分野）
- 2009年 九州大学病院矯正歯科 医員
- 2011年 医療法人スマイルライン 松本歯科・矯正歯科医院 副院長
- 2014年 レベルアンカレッジシステム（LAS） アシスタントインストラクター
- 2017年 医療法人スマイルライン りゅう矯正歯科クリニック 院長
- 2019年 LAS ソサエティ事務局長

【資格】

- 2009年 歯学博士
- 2011年 日本矯正歯科学会認定医
- 2019年 日本舌側矯正歯科学会リング矯正認定医
- 2019年 日本矯正歯科学会臨床医（旧専門医）
- 2023年 世界舌側矯正歯科学会（WSLO）Active Member（認定医）



『学校歯科健診での咬合評価から矯正歯科への連携まで； 歯科矯正相談料・報告書・パノラマ撮影の意義』

令和6年度診療報酬改定において、学校歯科健康診断の結果に基づき初回の相談や診断を保険診療で行える「歯科矯正相談料」が新設された。これまで学校歯科健診で「歯科医師による診断が必要」と判断された場合でも、保険診療の枠組みでは初回相談を行う仕組みがなく、相談の場が矯正歯科に直接つながることも多かった。今回、歯科矯正相談料が位置づけられたことで、保険矯正の適応が疑わしい咬合異常について、施設基準の届出の有無によらず、歯科矯正に関する専門的な知識を持ち合わせていれば、保険診療において相談や診断を行うことが可能となった。

一方で、現場の歯科医師にとっては、算定のためにどのような手順を踏み、どのような資料を揃え、どのように報告書を記載すべきかがわかりづらい点も多く、実際の運用に戸惑う場面も少なくなかった。こうした課題に対して、令和7年6月に日本矯正歯科学会・日本小児歯科学会より共同発信された「歯科矯正相談料の基本的な考え方」は、相談から診断に至るまでの流れや、患者に提供する結果報告書の様式、評価のポイントを整理した指針としてわかりやすい。

今回の講演では、この指針の内容を踏まえつつ、学校歯科健診で注意すべき咬合・歯列の所見や、相談から診断までの実際の流れ、必要な資料、報告書の書き方、そして矯正歯科との連携の考え方について、私自身の臨床経験も交えながら整理していきたい。

また、後半では、子どものリコールの際、見逃しやすいポイントを取り上げたい。学校歯科健診で指摘されなかったとしても、口腔内所見だけでは判断できない萌出異常や過剰歯、埋伏歯、嚢胞性病変などが存在し、これらは一般歯科でのリコールの中でこそ早期発見が可能である。見落としは将来のトラブルにつながることもあるため、早期に気づいて対処しておくことが望ましい。そこで本講演では、パノラマ撮影を用いたスクリーニングの有効性を示し、実際の症例を供覧しながら、どのような所見に注意すべきか、質の高いリコールを実現するための視点を共有したい。

学校歯科健診に加え、かかりつけ歯科が咬合発育を継続的に見守り、必要なタイミングで矯正歯科へつなぐことが、子どもたちの口腔の健康を守る上で重要である。本講演がその一助となれば幸いである。



MEMO

